

随意契約理由書

件名	本山ポンプ場次亜塩注入設備試運転調整
契約の相手方	横手産業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本件は、令和5年度に今回の契約の相手方である横手産業株式会社が本山ポンプ場次亜塩注入設備更新工事の中で設置した次亜塩注入設備の試運転調整を行うものである。</p> <p>上記工事内に試運転調整も含まれていたが、別途電気作業（電線布設作業）において、建設電販市場の急激な需要の高まりで各種電線の調達が困難な状況となり、工期内に機器へ電源供給することができず現地試験を行うことができないため、設計変更し試運転調整を取り止めた。</p> <p>今回、運転可能な状況が整い、次亜塩注入設備の運用開始に向けた試運転調整を行うこととなった。</p> <p>本件の責任施工ができるのは施工業者のみであるため、特命随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 361-7285)